

第108回 周防大島町農業委員会総会

- 1 開催日時 令和6年10月15日（火）午前9時30分から午前9時45分
- 2 開催場所 久賀庁舎 3階 会議室

3 出席農業委員 （12人）

- | | | |
|-----|----|--------|
| 1番 | 宮本 | 平 |
| 2番 | 岡崎 | 裕一 |
| 3番 | 大谷 | 正樹 |
| 4番 | 沖村 | 和哉 |
| 5番 | 角井 | 雅之 |
| 7番 | 袴田 | 光夫 |
| 8番 | 大内 | 清香 |
| 9番 | 岡村 | 淳史 |
| 10番 | 藤元 | 敬介 |
| 11番 | 東谷 | 邦夫 |
| 13番 | 田中 | 豊文 |
| 14番 | 廣岡 | 隆義（会長） |

4 欠席農業委員 （2人）

- | | | |
|-----|----|-----|
| 6番 | 小柳 | 貴史 |
| 12番 | 沖 | 貴美枝 |

5 出席農地利用最適化推進委員 （1人）

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

議案 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

報告事項1 農地現況証明願による現況証明について

その他 諸連絡

7 農業委員会事務局職員

事務局長 辻田 建一

書記 小田 康雄

書記 泉口 洸平

書記 今村竜太郎

議長	それでは、只今より第 108 回周防大島町農業委員会総会に入らせていただきます。本日の附議案件は、議案 3 件、報告事項 4 件その他諸連絡となっております。慎重審議のうえで決定をいただきますようお願いを申し上げます。次に、本日の出席者についてご報告をいたします。在任する農業委員総数は 14 名、本日の出席委員 12 名、欠席委員 2 名、本日、農地利用最適化推進委員につきましては 1 名ご出席を頂いております。よって、農業委員は過半数の出席でございますので、周防大島町農業委員会会議規則第 8 条の規定により、総会は成立をしております。次に、議事録の署名人を指名をいたします。本日の議事録署名人は、農業委員 3 番大谷委員と 4 番沖村委員によりしくをお願いをいたします。それでは、議事に入ります。日程 1、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請 1 について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	はい。議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請、No. 1 についてご説明させていただきます。申請人申請地等は議案書に記載の通りです。続いて農地法第 3 条第 2 項各号の事項についてご説明いたします。議案説明資料は、1 ページから 5 ページをご覧ください。本事案については、高齢で遠隔地に居住しており耕作が困難なため、譲り渡したい譲渡人の要望に対し、譲受人が応えるものであります。まず、第 1 号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況や、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第 2 号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第 3 号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第 4 号の農作業常時従事要件ですが、世帯の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第 5 号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第 6 号の地域調和要件ですが、稲作や果樹、野菜を耕作する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。
議長	引き続きまして、地区担当の農業委員 9 番岡村委員にその後の補足説明などがありましたらお願いをいたします。
9 番	先日ちょっと見てきましたが田んぼの方はもう何年もこの譲受人の人が作ってます。宅地の近くの方はまあ少し荒れてるんですけどまあマメな人なので大丈夫だと思います。以上です。
議長	ただいまの事務局並びに担当委員の説明で、ご質問などがありましたらお願いいたします。

(質問等なし)

よろしいですかね。ご質問も無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の農業委員の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。よって、本件を許可することに決定をいたします。続いて、No.2についてでございますけれども、私の担当議案でございますので、議事の進行を宮本職務代理と交代をいたします。

職務代理 それではNo.2について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請、No.2についてご説明をさせていただきます。申請人申請地等は議案書に記載の通りです。続いて農地法第3条第2項各号の事項についてご説明いたします。議案説明資料は、5ページから12ページをご覧ください。本事案については、遠隔地に居住しており耕作が困難なため、譲り渡したいと考えていた譲渡人の要望に対し、譲受人が応えるものであります。まず、第1号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況や、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第3号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第4号の農作業常時従事要件ですが、本人の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第5号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第6号の地域調和要件ですが、果樹を栽培する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

職務代理 引き続きまして、地区担当の農業委員 14 番廣岡委員、推進委員 15 番中尾委員からその後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

1 4 番 この8日に中尾農地利用最適化推進委員と一緒に面談をし、現地の確認をさせていただきました。まずは譲受人と譲渡人の関係でございますけれども以前から譲受人の方にサポーターで入られておった方が譲渡人ということでした。でその譲渡人が今回ある程度歳になったので光から通って自作地を営営するのがなかなか困難になったということで譲受人の方に相談があって取得することになったみたいです。たぶんその関係については問題ないと思いますし樹体もそんなに悪くないと思ってますが以前三年くらい前だったと思

いますけど譲受人が別の案件で申請をされたときに委員の方からご指摘があったのは現在の経営規模まあ約8ヘクタですからその8ヘクタの面積を適正に維持管理ができるのかというような質問があった事項だったと記憶をしております。で一応本人に確認をさせていただきました。で一番焦点になるのはまあ、ある程度技術的な専門技術が必要な剪定作業をどうするのかあたりについて確認をさせてもらいました。で剪定作業任せられる人がまあサポーターというか臨時雇用130人の中で4、5人おられるということでした。特にブドウについては短梢剪定、長梢剪定と短梢剪定という剪定方法がブドウあるんですけども単純なる一定の規則に基いて剪定をする短梢剪定、技術が簡単な短梢剪定を採得しとるしまあ先ほども申し上げた4、5人の方々が技術があるということで適正維持ができておりますというようなのがご本人の回答でした。二点目は経営規模が大きいもんでこれまあ直接本人にストレートに聞きましたけれども万が一があった場合にどうされますかという話をさせていたがきました。それこそ今後継者おられません。譲受人後継者おられません。万が一その8ヘクタが万が一があった場合どうするのかということに関しては現時点ではまだ考えてないけれど今後考えてまいりますという回答でありました。まあ一応問題提起だけはさしてもらいました。すぐ回答が出る案件ではないかと思ってましたけれども一応ご本人にその認識を持ってもらうというのが必要であろうと思ってその質問させていただきご本人も考えてまいりますという回答がありましたのでご報告をいたします。以上でございます。

職務代理 中尾委員よろしくお願いします。

15番 (推進委員) 今話された内容でもうほとんど付け加えないんですがまあ前任者がこの5月まで管理をやったみたいで畑の状態も非常によくて今年すぐ収穫できるような状態じゃからちょうどいいタイミングでこの売買交換ができるええんじゃないかと思っております。以上です。

職務代理 ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などございませんか。

(質問等なし)

ご質問も無いようですので採決をいたします。

本件を許可することに賛成の農業委員の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、本件を許可することに決定いたします。それでは議事の進行を廣岡会長に戻します。

議長	続いてNo.3について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請No.3についてですが、まず最初に1箇所説明資料の訂正をさせていただければと思います。議案説明資料16ページの営農計画書に農業協同組合及び農業共済組合への加入状況でJA 山口県準組合員に加入済と記載されておりますが正しくは加入予定です。申請書の原本は訂正しております。それでは、議案説明資料についてご説明させていただきます。申請人、申請地等は議案書に記載のとおりです。続いて農地法第3条第2項各号の事項についてご説明いたします。議案説明資料は、13ページから16ページをご覧ください。 本事案については、居住地の近くの申請地を取得し、栽培した野菜を寺の接待等で使用したい譲受人の要望に対し、譲渡人が応えるものであります。まず、第1号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況や、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第3号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第4号の農作業常時従事要件ですが、世帯の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第5号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第6号の地域調和要件ですが、野菜を耕作する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。 以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。
議長	引き続きまして、地区担当の農業委員7番袴田委員からその後の補足説明などがありましたらお願いいたします。
7番	昨日中川推進委員と現地を見に行きました。この畑は以前から譲渡人が作っておられて畑として管理はされておられまして大きな草もない畑草がちょっと生えているくらいでこれをすぐにでも畑になるということで。この譲受人はご存じのように●●●●のお寺の小坊さんになります。それでこの譲受人は5年くらい前にこちらへ帰ってきて当院さんの小坊さんということで●●●●で一緒にお寺をやっておりますが何か野菜物を作りたいということでたまたま住居のすぐ上の段がこの譲渡人の畑であったんですがこれをまあ作ってみたいということで譲渡人がじゃあ譲り渡そうということでそこで菜園をつくるということになったようでございます。まあ作ることにしましては問題ないと思います。審議の方よろしく願います。
議長	ただいまの事務局並びに担当委員の説明で、ご質問などがありましたらお願いいたします。

(質問等なし)

よろしいですかね。ご質問も無いようですので採決をいたします。
本件を許可することに賛成の農業委員の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。よって、本件を許可することに決定をいたします。
続いて日程 2、報告事項 1、農地現況証明願による現況証明について、事務局より報告をお願いいたします。

事務局 はい、報告事項 1、農地現況証明願による現況証明についてご報告いたします。土居、久賀、東三蒲、油宇にて 4 件の現況確認を行い、農地、非農地の判断をいたしました。理由は備考欄のとおりとなります。各農業委員さんにご確認いただきましたのでご報告いたします。資料は 16 ページから 29 ページをご覧ください。報告は以上です。

議長 ただいまの事務局の報告に、ご質問がありましたらお願いいたします。よろしいですかね。特にご質問も無いようでしたらこの事項報告事項でございますので皆様のご了承をお願いをいたします。続いて、諸連絡について、事務局よりお願いいたします。

事務局 次回総会開催日は 11 月 15 日（金）午前 9 時 30 分から、久賀庁舎 3 階会議室を予定しております。議案送付は 11 月 5 日（火）までを予定しております。また、先月山口県農業会議主催の研修会に欠席された委員の皆様には、資料をお手元にお配りしておりますのでご確認下さい。諸連絡は以上です。

議長 では以上をもちまして第 108 回周防大島町農業委員会総会を閉会をいたします。長時間の審議、ご苦勞様でございました。

上記は、令和6年10月15日開催の第108回周防大島町農業委員会総会の議事録である。

令和 6 年 1 1 月 日

周防大島町農業委員会会長_____

上記の議事録は、正当と認め署名いたします。

議事録署名人

周防大島町農業委員_____

周防大島町農業委員_____